

海外の医療機関等で療養を受けた場合の療養費について

公立学校共済組合愛知支部

組合員又は被扶養者が海外の医療機関等で療養を受けた場合、請求により、現地で支払った医療費の一部について給付を受けることができます場合があります。

1 制度の概要

(1) 給付の対象となる療養

組合員又は被扶養者が海外の医療機関等で受けた療養（ただし、療養を受ける目的で渡航した場合は原則として支給の対象となりません）。

(2) 療養費の算定

給付される療養費の計算方法は、次のとおりです。

療養に要した費用（ア）×共済組合が負担すべき割合（イ） 【円未満切捨】

（ア）は、次のうちいずれか低い額とします。

- 海外で受けた療養と同等の療養を日本で受けたと仮定した場合の金額（日本で保険適用外とされている療養については、算定から除外されます。）
- 現地支払額（現地通貨による支払額を、給付決定日時点の為替レートで日本円に換算した額）

（イ）は、療養を受けた者の年齢により原則として次のとおりです。

- 義務教育就学前の者、70歳以上の者・・・8割
（70歳以上の者のうち現役並所得者は7割）
- 上記以外の者・・・7割

2 請求手続き

(1) 必要書類

請求に必要な書類は、次のとおりです。イ、ウ、エについては、すべての記載内容について和訳をしてください（和訳を書き入れるか、和訳を記した別紙を添付する）。

| | 書類 | 入手方法 | 備考 |
|---|----------------------------------------|---------|-------------------------------------|
| ア | 療養費請求書 | 支部 HP | 組合員が記入 |
| イ | 診療内容明細書（様式 A） 又は 歯科診療内容明細書（様式 C） | 支部 HP | 医師が記入 歯科の場合は様式 C、その他の場合は様式 A を使用 |
| ウ | 領収明細書（様式 B） | 支部 HP | 医師が記入 |
| エ | 領収書 | 医療機関が発行 | 原本が必要 |
| オ | 調査に関わる同意書 | 支部 HP | 組合員が記入 |
| カ | パスポート等の写し | | 療養を受けた時点で海外に滞在していたことを確認できること |

※公立学校共済組合愛知支部ホームページ（請求様式掲載ページ）

<https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/downloadkyufu/index.html>

複数の日にわたり療養を受けた場合、次のすべての事項が同一である療養については請求書類をまとめて作成して差し支えありません。

療養を受けた者、療養を受けた月、療養を受けた医療機関、診療科、入院/外来

※ 上記事項のいずれか一つでも異なる療養については、請求書類を分けて作成する必要があります。

特に、月をまたぐ療養について一枚の「診療内容明細書」「領収明細書」にまとめて記載されている誤りが多くみられますのでご注意ください。記入内容によっては正確な算定ができない場合や支給が不可となる場合があります。

(2) 請求書の提出先

県立高等学校・特別支援学校及び愛知県教育委員会事務局の各課室等に所属する組合員

・・・総務事務センター

上記以外の所属所に所属する組合員

・・・各所属所

任意継続組合員

・・・愛知支部へ直接送付（〒460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 公立学校共済組合 愛知支部 資格・給付グループ）

(3) 請求に係る注意事項

ア 請求の時効は、療養の費用を支払った日から2年です。

イ 医師の記入を要する箇所や領収書について不備があった場合、帰国してから加筆・修正を行うことは困難と思われるため、請求は現地に在留している間に早めに行ってください。

(4) 給付の方法について

毎月15日までに愛知支部に到着した請求について、原則3か月後（16日前後）に給付金等振込口座に振り込みます（算定の都合等により遅れる場合があります。）。

3 補足事項

(1) 算定の方法上、現地支払額に対して補填される額が著しく少額となる場合があります。

(2) 現地医療機関の医師が記載する診療内容明細書の内容等が不十分で、診療内容が明確に読み取れない場合や、領収書と明細書の内容に不整合がある場合などにおいては、給付ができない場合や給付額が少なくなる場合があります。

(3) 療養に要した費用から療養費として給付する額を控除した後の自己負担額が一定額を超える場合、共済組合から高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金、食事療養費（入院のみ）が併せて給付されます。

また、一般財団法人愛知県教育職員互助会の会員の場合は、会員医療費補助金又は家族医療費補助金が併せて給付される場合があります。

(4) 領収書等の原本の返却を希望する場合（例：民間の任意保険に対する保険金請求に必要な場合）は、「返却を希望する旨」と「返却を希望する書類」を療養費請求書の余白に明記（又は別途任意形式で申立書作成）してください。

審査終了後、「療養費支給申請済」のゴム印を押印のうえ返却します。

資格・給付グループ

電話：052-954-6775